

参加表明書及び技術提案書作成要領

1 参加表明書（様式 1-1）

- ・ 参加資格のうち実績要件について別紙に記入の上、実績を確認できる書類を添付してください。
- ・ 代表者印の押印は不要です。

2 業務実施体制（様式 1-2）

表 1 この様式で記載する予定技術者と兼務できる範囲、再委託を認める分野

予定技術者	自社の予定技術者		協力会社への 再委託
	選任	兼務できる範囲	
管理技術者	必要	担当技術者との兼務は認めない。	認めない。
建築担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認めない。
構造担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認めない。
電気担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認めない。
機械担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認めない。
PFI 導入調査担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認めない。

(1) 記載要領

- ① 管理技術者は、一級建築士又は公認会計士のどちらか一方又は両方の資格を有すること。また、**担当技術者との兼務は認めません。**
- ② **管理技術者が一級建築士の資格を有していない場合、建築担当技術者は一級建築士の資格を有すること。**
- ③ 表 1（左中欄）で選任が必要とされている担当分野ごとに、**自社の担当技術者を必ず選任**し、記載することが必要です。なお、表 1（右中欄）で**他の担当技術者との兼務を認める場合は、1人で複数の担当技術者を兼務することが可能**です。
- ④ 管理技術者が有する①に掲げる資格及び各担当技術者が②①に掲げる資格を有する場合はその資格を「資格」欄に記載してください。なお、技術士の資格を有する場合、「資格」欄には**技術部門の名称及び選択科目の名称**がわかるように記載してください。
- ⑤ 予定技術者が建築士法に規定する建築士若しくは構造又は設備設計一級建築士の場合、建築士法第 22 条の 2 に規定する定期講習の修了年月日を記載すること。
 なお、建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 3 年以内に建築士事務所に所属した建築士である場合又は建築士事務所に所属していない建築士である場合で、建築士定期講習を受けたことがない者については、当該建築士試験に合格した日を記載すること。
 また、構造又は設備設計一級建築士証の交付を受けた者であって、構造又は設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者については、当該建築士証の交付を受けた日を記載すること。
- ⑥ 管理技術者の資格者証の写し等（有効期限があるものについては有効期限内のもの）を添付してください。
- ⑦ 各担当技術者が②①に掲げる資格を有する場合は、資格者証の写し等（有効期限があるものについては有効期限内のもの）を添付してください。なお、技術士の資格を有する場合、技術部門の名称及び選択科目の名称がわかる書類の写しを添付してください。
- ⑧ 管理技術者、各担当技術者の有する資格が建築士法に規定する建築士又は構造若しくは設備設計一級建築士で、⑤により建築士法第 22 条の 2 に規定する定期講習の修了年月日を記載した場合は、建築士法第 22 条の 2 に規定する定期講習の修了証の写しを添付してください。その他、一定期間内に定期（更新）講習などの受講を要する資格の場合、定期（更新）講習などを受講したことが確認できる書類の写しを添付してください。

(2) 評価方法

- ① 担当技術者の資格の評価は、各担当の種別に応じて、次に掲げる資格の保有状況により加点評価します。
 - ・ 一級建築士、二級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士
 - ・ 建築設備士
 - ・ 技術士（「電気電子部門」又は「衛生工学部門」に限る。）
 - ・ 公認会計士、税理士
- ② 「資格」欄に複数の資格が記載されている場合は、そのうち最も加算点の高い資格を評価の対象とします。
- ③ 予定技術者の「資格」欄に記載された資格について、次のアからウのいずれかに該当する場合は、当該資格者として評価の対象としません。
 - ア 添付資料により資格の保有状況が確認できない場合
 - イ 建築士又は構造若しくは設備設計一級建築士について、建築士法第 22 条の 2 に規定する定期講習

を適切に受講していることが添付資料により確認できない場合

ウ 有効期限のある資格で、添付された資格者証等の有効期限が切れている場合

(3) 参加表明を無効とする場合

次のアからウのいずれかに該当する場合は、参加表明を無効とします。

ア 管理技術者が(1)①の資格を有していることが添付資料で確認できない場合

イ 管理技術者が一級建築士の資格を有しておらず、建築担当技術者が(1)②の資格を有していることが添付資料で確認できない場合

ウ 表1で示された予定技術者の「選任」、「兼務できる範囲」、「協力会社への再委託」を満足しない場合

3 予定技術者の類似業務実績（様式 1-3）

(1) 記載要領

① 「様式 1-2 業務実施体制」に記載した各予定技術者 1 人について 1 枚ずつ作成してください。

② 「所属」、「区分」、「担当分野」、「業務内容」、「管理・担当」及び「【(b)の場合】導入可能性調査（アドバイザー）の対象とした PFI 方式」欄は、該当しないものを削除してください。また、担当する分野を兼務する場合は、その分野名を列記してください。

③ 「建築 CPD の実績」欄は、2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間に予定技術者（管理技術者及び PFI 導入調査担当技術者を除く）が取得した建築 CPD の実績について、建築 CPD 運営協議会事務局が発行する「建築 CPD 実績証明書」等に記載されている時間数を記載すること。

④ 過去 10 年間の類似業務実績については、次のアからウに定めるとおりとします。

ア この業務における**管理技術者**の類似業務については、次の(a)、(b)のいずれかに該当するものとします。**建築、構造、電気及び機械担当技術者**の類似業務については、次の(a)に該当するものに限り**ます**。また、**PFI 導入調査担当技術者**の類似業務については、次の(b)に該当するものに**限ります**。

(a) 過去 10 年間（2024 年 4 月 1 日の 10 年前から参加表明書を提出する日の前日まで）に、用途が病院に該当する建築物（新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10,000 m²以上（同一敷地内、同一用途での複数棟は、その床面積の合計を認める。）のものに限る。）に係る基本計画又は基本設計（以下「基本設計等」という。）について元請けとして行った実績（完了した業務に限る。）とする。なお、**同一施設であって基本計画と基本設計を別の業務として元請けとして契約した場合は、それぞれを実績として評価する。**

また、**基本設計等を含む設計施工一括方式による元請けとしての契約の場合で、基本設計等について業務内容及び完了が明らかなものについては、実績として認めることとするが、当該契約に基本計画、基本設計のいずれも含む場合においても、実績は 1 件とする。**

(b) 過去 10 年間（2024 年 4 月 1 日の 10 年前から参加表明書を提出する日の前日まで）に、国、地方公共団体又はこれらに類する団体が整備する建築物（新築、増築又は改築に限る。）の建設に係る、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいて実施される事業（以下「PFI 事業」という。）で、設計、施工、維持管理及び運営を含む、PFI 事業の導入可能性調査業務（愛知県 PFI 導入ガイドライン（以下「愛知県ガイドライン」という。）「PFI 導入可能性調査（詳細調査）」の内容を充足する業務）又は PFI アドバイザー業務（愛知県ガイドライン「アドバイザーの選定」で例示される、事業計画の構築に関する支援、PFI 事業の手続きに関する支援、民間事業者選定に関する支援、契約に関する支援及び事業の監視に関する支援を総合的に実施する業務）を元請けとして行った実績（完了した業務に限る。支援先と PFI 事業者との契約が終了しているかどうかについては問わない。）があること。ただし、**1 つの施設につき、一連の複数の業務委託を受注している場合においても、実績は 1 件とする。**

イ 「過去 10 年間の類似業務実績」欄には、各予定技術者の業務実績（2024 年 4 月 1 日の 10 年前から技術提案書を提出する日の前日まで完了した業務）のうち、アに示す業務に該当するものの実績を最大 2 件まで記載してください。

ウ 「過去 10 年間の類似業務実績」欄に記載された業務が類似業務であることを確認できる書類（契約書、委託仕様書の写し等、様式の記載事項が確認できるもの）及び元請け受注者として業務に携わったことを確認できる書類を添付してください。

【確認できる書類の例】

- ・ 契約書の写し（契約案件名、契約締結者、実施時期及び様式の記載事項が確認できる部分のみで可）
- ・ 契約締結者が確認できるもの＋委託仕様書の写し（契約案件名、実施時期及び様式の記載事項が確認できる部分のみで可）
- ・ 契約案件名及び契約締結者が確認できるもの＋委託業務成果物の写し（様式の記載事項が確認できる部分のみで可）
- ・ 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ受領書（公共建築協会の受領印のあるもの）の写し＋設計建築物の用途規模などが確認できるもの等

エ 手持ち業務の状況については、参加表明書提出日現在で履行中の全業務（発注者が愛知県以外の業務も含む。）を記載してください。なお、プロポーザル方式による本業務以外の業務で予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記してください。

(2) 評価方法

- ① 各予定技術者（管理技術者及びPFI導入調査担当技術者を除く）の建築CPDの実績及び過去10年間の類似業務実績により加点評価します。なお、過去10年間の類似業務実績については、実績件数、対象施設の類似性、規模、業務内での立場、完了年度、（(b)の場合のみ）導入可能性調査（アドバイザリー）の対象となったPFI方式を重視します。
- ② 過去10年間の類似業務実績について、次のアからエのいずれかに該当する場合などで、要求されている事柄が満足されていない場合は、当該業務を評価の対象としません。
 - ア 添付資料が無い場合
 - イ 添付資料により類似業務であることが確認できない場合
 - ウ 添付資料により元請け受注者として業務に携わったことを確認できない場合
 - エ 公共建築協会の受領印が無いなど資料が不完全である場合
- ③ 担当技術者について、手持ち業務の繁忙度が高い場合、減点となります。

4 事務所の過去10年間の受賞歴等に関する申告書（様式1-4）（参加表明書）

(1) 記載要領

- ① 次に掲げる項目の全てに該当する受賞歴などを評価の対象とします。
 - ア 過去10年間（2024年4月1日の10年前から参加表明書を提出する日の前日まで）に、受賞等したものであること。
 - イ 当該事務所又は予定技術者（当該事務所に所属しているときに限る。）が受賞したものであること（受賞者が建築主又は施工者の場合は対象外）。
 - ウ 設計者を選定するための設計競技（主催者を問わない。）での当選や入選、自治体又は公的団体（財団法人、社団法人などで非営利又は公益的な活動をしている団体）が主催する建築賞等であること。
 - エ 「年月日」欄は、授賞式の日時、賞状の日付等を記載すること。
 - オ 「受賞内容」欄は、大賞、佳作、1等、2等、当選等、賞状等に記載されているものを記載すること。
 - カ 「受賞者」欄は、組織又は個人の別を明らかにして記載すること。
 - キ プロポーザル及びPFI事業の当選や協力事務所の受賞等は対象になりません。
 - ク 過去10年間の受賞経歴が合計3件を超える場合は、設計競技における当選を優先して3件（共同企業体の場合は、共同企業体を構成する構成員の受賞経歴の合計とする。）を記載すること。

(2) 評価方法

- ① 受賞履歴数や受賞内容（設計者を選定する設計競技における当選は重く評価する。）から加点評価をします。
- ② 添付資料が無い、又は添付資料により受賞内容などが(1)①に該当することが確認できない場合は、当該受賞歴等を評価の対象としません。

5 技術提案書（様式2-1）

- ・ 代表者印の押印は不要です。

6 業務実施方針（様式2-2）（技術提案書）

(1) 記載要領

- ① 各項目の記載は出来るだけわかりやすく箇条書きとしてください。
- ② 文章を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図（模式図や概念図）は使用することができるものとしますが、計画の内容が具体的に表現されたものであってはいけません。
また、設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等も使用しないでください。計画の内容が具体的に表現されたものと判断される場合は、評価の対象としないことがあります。
- ③ 提出者を特定することができる内容の記述（事業者名、氏名、ロゴマーク、業務実績のある施設の名称等）を記入しないでください。
- ④ この業務実施方針は、(2)に記載するテーマ①から⑥について個別に記載してください。なお、用紙サイズは日本産業規格A4とし、テーマ毎に片面1枚以内に収めてください。これを超える部分については評価の対象としません。

(2) 評価方法

基本構想などの計画の条件等を踏まえて、以下の評価項目について、具体的、かつ、斬新で実現可能な取組が記載されているかを評価します。なお、評価項目ごとの具体的な評価の観点については、募集要項別紙「業務実施方針の妥当性（技術提案書）の評価基準」を参照してください。

業務区分		評価項目
機能、規模に関する調査業務	実施方針 【テーマ①】	業務内容の理解
		調査、分析体制
	業務内容 【テーマ②】	業務工程
施設整備計画検討業務	計画の取組方針 【テーマ③】	機能、規模の検討
		部門計画の整理
		業務内容の理解
	重視する計画上の配慮事項 【テーマ④】	関係機関との調整
		業務工程
		意匠
		構造
経営に関する調査業務	実施方針 【テーマ⑤】	設備
		コスト縮減
		維持管理
	業務内容 【テーマ⑥】	業務内容の理解
		アドバイザリー体制
		業務工程
		最適な経営形態の検討
		コスト縮減
		PFI導入範囲の検討
		民間事業者の参加意欲把握

7 共同企業体結成届（様式 3-1～様式 3-3）【共同企業体による参加の場合】

- ・ 共同企業体を構成するすべての者の代表者印を必ず押印すること（様式 3-1 を除く）。
- ・ 共同企業体の代表者を必ず決め、参加表明書及び技術提案書等の提出に関する事務等を委任すること。

8 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 4）

- ・ すべての項目に該当がない場合でも様式を提出してください。
- ・ 参加者が共同企業体の場合は構成員ごとに申告書を提出してください（すべての構成員が条件を満たしている場合に評価点を付与します）。
- ・ 申告された内容を確認できる書類が添付されていない場合は評価の対象としません。
- ・ 記入に当たっては様式裏面の記入要領を参照してください。また、各評価項目の不明点については様式裏面の問い合わせ先に直接問い合わせてください。

9 参加表明書及び技術提案書作成要領記載事項・提出資料チェックリスト

- ・ 参加表明書及び技術提案書提出時にそれぞれ添付してください。
- ・ チェックリスト確認項目について、「各様式」に関する記載事項・提出資料が満足している場合、該当するチェック欄にチェックを入れてください。
- ・ 必ず、チェックリスト確認者の記名をしたうえで、提出してください。

10 質問の受付及び回答

本公募に関する質問は 2024 年 6 月 20 日(木)から 2024 年 6 月 28 日(金)午後 5 時までに、任意様式により「12 連絡先」まで電子メールで提出してください。

電子メールの件名は「新がんセンター基本計画等検討業務に関する質問」とすること。また、電子メール送信した旨を「12 連絡先」まで電話連絡してください。

回答は、全質問について質問者を匿名とした上で、2024 年 7 月 2 日(火)までに県ホームページに回答を掲載する予定です。

11 その他

- ・ 文字の記載サイズは 10 ポイント以上とします。
- ・ 技術提案書提出要請書到着後に、技術提案書を提出しない場合は、要請書の送付から 5 日以内に「12 連絡先」までご連絡ください。

12 連絡先

愛知県保健医療局 健康医務部 健康対策課 新がんセンター整備グループ

電話 052-954-7540（ダイヤルイン）

メール kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp